

## 「諮問第 10 号の答申 造船造機統計調査及び鉄道車両等生産動態統計調査の改正について」（平成 20 年 12 月 22 日付け府統委第 140 号）における今後の課題

### 2 今後の課題

(1) 両統計調査の調査対象は、現在、地方運輸局等が保有する行政記録情報、ヒアリング等によって把握している。

このような調査対象の把握方法については、造船調査は造船法（昭和 25 年法律第 129 号）に基づく届出義務のある工場（事業所）を調査対象としていることから、問題がないと考える。しかしながら、これ以外の調査については現行の調査対象の把握で十全であるか明確ではないところがあり、調査対象名簿を工業統計調査及び事業所・企業統計調査等の名簿と照合し、本調査の対象とすべき事業所が網羅的に把握されているかを検証し、現行の把握方法の妥当性について検討する必要がある。

併せて、両統計調査（造船調査を除く。）の調査対象を「常時 10 人以上の従業員を使用する事業所」としていることの妥当性について、統計需要及び報告者負担の両面から検討する必要がある。

(2) 船舶及び鉄道車両は生産に長期間を要するものであることから、鉱工業指数の算出等の基礎資料として、生産活動の進捗状況を的確に把握することが必要である。そのため、特に鉄道車両について、仕掛品在庫、完成品在庫等を把握することの可否及び現行の調査事項の「手持」を「受注残」に改めることについて検討する必要がある。